

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人が、避難先の住居として申立人の長男名義で賃借した居住用建物の賃料等の一部を支払ったことから、避難費用（宿泊費）の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 避難費用のうち、避難先の住居として申立人の長男名義で賃借した居住用建物の賃貸借契約に係る宿泊費用

- ・ 居住用建物賃貸借契約締結時の経費 52万0099円（平成23年3月31日及び4月分の賃料を含む。）から、敷金12万2000円を控除した39万8099円の半額（19万9049円）。
- ・ 賃借人である申立人の長男が支払うべき平成23年5月乃至平成23年11月分の賃料の半額（月額6万円）合計42万円

期間 自 平成23年3月11日
至 平成23年11月30日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金61万9049円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年2月24日

（仲介委員長 服部訓子、仲介委員 山崎司平、同 赤尾太郎）